

事業の概要

- ✓ **環境省は**、太陽光等の再生可能エネルギー発電により水素を製造して燃料電池自動車（FCV）等に供給する水素ステーション（再エネ水素ステーション）の導入に対して平成27年度から補助金を交付
- ✓ **再エネ水素ステーションは**、自動車等の走行時における二酸化炭素の排出抑制に加えて、**水素の製造時における二酸化炭素の排出も抑制することにより、総合的な低炭素化を図る**
- ✓ 水素の製造の際に必要な電力量（必要電力量）の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われるものであることが補助金の交付要件（一時的な電力の購入は容認）

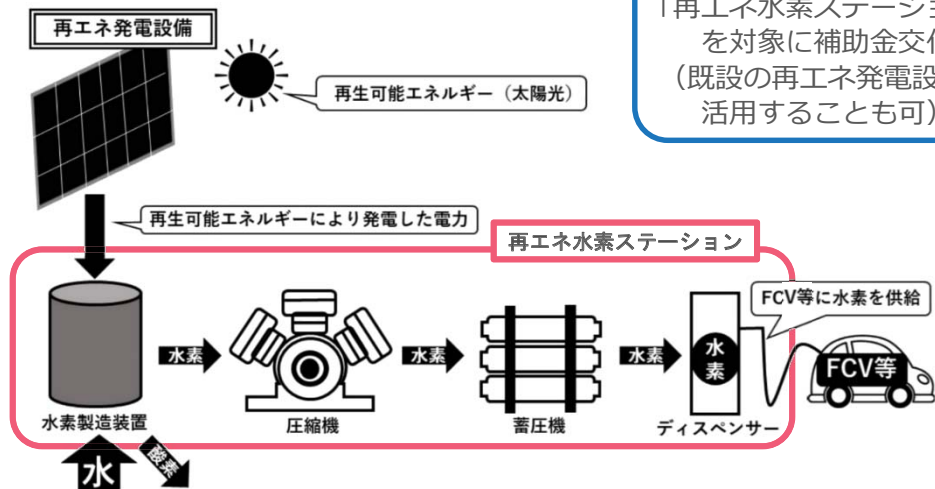
検査の結果

- ✓ **環境省は**、必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われるものであることという交付要件に関して、**交付申請の審査及び事業実施後の実績確認を十分に行っていない**かつ
- ✓ 導入された再エネ水素ステーションの通年の状況を分析したところ、大多数（19事業のうち17事業）において**必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われていなかった**（これらの設備に係る国庫補助金交付額19億3266万円）
- ✓ 再エネ水素ステーションの必要電力量を明確に把握できていないという技術的課題があることも踏まえると、**事業の継続の可否を含めた抜本的な見直し**を行うなどの改善が必要

当局の処置

- ✓ **環境省は**、専門家の見解を聴取して技術情報を収集するなどして検討を行った結果、現状の技術的な知見では、**必要電力量を適切に把握し、最適な再エネ発電設備の規模を想定することが困難**であるなどの結論に至ったことから、「**地域再エネ水素ステーション導入事業**」を令和2年度から廃止
- ✓ **将来の同種事業の効果的な実施に資するために**、地域再エネ水素ステーション導入事業により導入された再エネ水素ステーションを活用するなどして**必要電力量を適切に把握するための技術的な検証**を行うこととした

再エネ水素ステーションの概念図



(注) 太陽光により発電した電力を使って水から水素を製造する場合の例

「再エネ発電設備」及び「再エネ水素ステーション」を対象に補助金交付(既設の再エネ発電設備を活用することも可)

補助金の交付要件

水素の製造の際に必要となる電力量(必要電力量)の**全量相当分が再エネ発電電力量により賄われるもの**であること

検査の結果

- 上記交付要件に係る**交付申請の審査及び事業実施後の実績確認が不十分**
- 導入された再エネ水素ステーションの大多数が**上記交付要件を満たしていない**
- 必要電力量を**明確に把握できない**
⇒**事業を適切に実施していく上で解決すべき技術的な課題**がある

抜本的見直し

環境省がとった処置

- 本件事業は廃止**
- 将来の同種事業のための技術的な検証を行うこととした**

導入された再エネ水素ステーションの必要電力量に対する再エネ発電電力量の状況

(1) 再エネ発電設備を新設していた7事業

5事業(国庫補助金交付額5億8596万円)においては、再エネ発電電力量により必要電力量の一部(平均45.4%)しか賄われていなかった

(2) 既設の再エネ発電設備を活用していた12事業

全12事業(国庫補助金交付額13億4669万円)において、再エネ水素ステーションの設置により必要となった電力量の増加分は全て購入した電力により賄われていた